

| 令和5年3月6日 定例教育委員会 会議録 | |
|---|-------------------------|
| 1 開催日時及び場所 | |
| ・令和5年3月6日(月) 午後14時32分 ～ 午後15時46分 | |
| ・1703会議室 | |
| 2 出席者 | |
| 教育長 堀 貴 雄 | 事務局職員 |
| 委員 稲 本 正 | 副教育長 矢 本 哲 也 |
| 委員 竹 中 裕 紀 | 教育次長 小 野 悟 |
| 委員 村 上 啓 雄 オンライン | 義務教育総括監 香 田 静 夫 |
| | 教育総務課長 関 谷 英 治 |
| | 教育総務課教育主管(高) 中 川 敬 三 |
| | 教育総務課 ICT 教育推進室 加 藤 昌 宏 |
| | 教育管理課長 嶋 崎 敏 幸 |
| | 教職員課長 中 村 有 希 |
| | 教職員課教育主管 青 木 孝 憲 |
| | 教育研修課長 神 出 建 太 郎 |
| | 学校安全課長 増 田 康 宏 |
| | 学校安全課生徒指導企画監 大 和 谷 淳 |
| | 体育健康課長 浦 野 善 裕 |
| | 体育健康課教育主管 中 村 康 男 |
| | 特別支援教育課長 兒 玉 哲 也 |
| 3 議事日程等 | |
| 議第1号、議第2号、議第3号、事務局報告(政策)(1)について、非公開とすることを決定 | |
| 4 会議録 | |
| 令和5年2月16日開催の定例教育委員会の会議録を承認 | |
| 5 審議の概要 | |
| 別添のとおり | |

会 議 録

| 発 言 者 | 発 言 内 容 |
|--|---|
| 事務局報告(政策)(2) アクションプラン 2023 策定について | |
| 特別支援教育課長 | <p>県の特別支援教育に関する推進計画である「新子どもかがやきプラン」であるが、特別支援教育の専門家や医療、福祉、労働等の関係機関、保護者、学校長代表などで構成する新子どもかがやきプラン推進委員会において、事業の進捗や新たな課題等について協議をし、毎年新年度に取り組む事業を取りまとめたアクションプランを策定している。今回は新たに「アクションプラン2023」を策定することにしたので報告させていただく。</p> <p>今年度は、新子どもかがやきプラン推進委員会を4回開催した。課題として、特別支援学校高等部の職業教育の充実、特別支援学校設置基準を踏まえた学習環境の整備、特別支援学校への校務支援システムの導入などについて「推進すべき」という意見をいただいている。</p> <p>これらを踏まえて、来年度のアクションプランを作成した。新規事業や予算を拡充した事業に絞って紹介させていただく。</p> <p>可茂特別支援学校において、喫茶サービスやビルクリーニングなどの特別教室を整備した。4月からは、高等特別支援学校で実施している専門教科を取り入れた作業学習を実施する。また、可茂特別支援学校に、実習先の開拓等を行う「就労支援コーディネーター」を配置する。</p> <p>特別支援学校設置基準を踏まえて、大垣特別支援学校の寄宿舎棟を活用し、暫定的に普通教室を整備する。</p> <p>岐阜本巣特別支援学校、飛騨特別支援学校については、基本計画の策定に着手し、整備方法を検討する。</p> <p>スクールバス利用希望者増加による座席数の確保及び運行ルートの変更に対応するため、スクールバスを増配備する。</p> <p>岐阜地域と美濃地域において、「巡回型の通級による指導」を開始する。16校で43人の生徒を支援していく。</p> <p>令和6年度開始に向け、可茂地域において「巡回型の通級による指導」の準備を行う。</p> <p>特別支援学校教員の業務効率化を図り、学習指導の質を向上するため、県内6校にて校務支援システムの試験的運用を開始する。</p> <p>来年度は、このプランに基づき、さまざまな取り組みを行っていききたい。</p> |
| 竹 中 委 員 | 「就労支援コーディネーター」や「巡回型の通級による指導」とは、具体的にどのようなことか。 |
| 特別支援教育課長 | <p>「就労支援コーディネーター」は、現在、高等特別支援学校には1人ずつ配置している。実習先、就労先の開拓、実習を行うための調整を行っている。</p> <p>「通教による指導」は、小中学校でスタートしている。発達障がい等で支援が必要な子供たちで少人数の集団づくり、コミュニケーションに関すること等の授業を行っている。「巡回型」とは、岐阜地区、美濃地区では先生を拠点校に配置し、その先生が圏域内の学校を巡回して1人ずつ指導をしていくというもの。</p> |
| 竹 中 委 員 | 適任の先生が巡回型で指導を行っているということか。承知した。就労支援のコーディネーターとは、どういう立場の人なのか。 |

| | |
|--|---|
| 特別支援教育課長 | 企業で障がい者雇用を担当されていた OB の方に依頼している。 |
| 稲本委員 | 2 つ問題があり、1 つは受け入れる企業や世の中の、障がい者雇用に対する理解度向上の問題。2 つめは、学校内での障がいの軽度の子供と重度の子供の個性化の違いはどうするのか、考えを聞きたい。 |
| 特別支援教育課長 | 障がい者の雇用率については商工労働部が担当し、企業において障がい者雇用率を向上させる取組みを行っている。ここ 10 年ほど、少しずつではあるが法定雇用率は上がってきており、障がい者の雇用も増えてきている。 障がい軽度と重度の子供への対応の違いについては、知的障がいや肢体不自由を対象にした学校においては、まず、カリキュラムが異なる。学級、授業内容も異なる。軽度の知的障がいの生徒には、高等特別支援学校において喫茶サービスやビルクリーニングなどの作業学習ができる環境整備を行っており、アクションプランの重点施策 1 にもあるように、可茂特別支援学校においても喫茶サービス、パン工房などの学習ができるよう高等学校機能の整備を行っている。 |
| 竹中委員 | 企業側も軽度障がいの子であれば、普通の職場にそのまま配置している。重度の方もいらっしゃるが、特別の部門をつくって管理を分けている場合もある。学校で就職支援の準備をしてもらおうと非常に職場に入りやすい。だからこそ、雇用のニーズをとらえていく必要がある。 |
| 事務局報告(政策)(3) 岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインについて | |
| 体育健康課長 | 「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の素案について説明する。 このガイドラインは、休日の中学校の部活動の段階的な地域移行を進めるために、生徒がスポーツ、文化、芸術科活動に継続して親しむ機会を確保することをめざして、学校部活動や新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応として、県の考え方を示すものである。 ガイドラインは、大きく 3 つの柱で構成している。 「学校部活動」では、学校管理下で教育の一環とした活動について整理している。主な内容としては、部員減少による合同部活動の推進、活動時間や休養日の設定、生徒の心身の健康管理、事故の未然防止等について整理している。 「新たな地域クラブ活動」では、運営団体の管理下で社会教育活動の一環として学校と連携し、県が進める中学校部活動の意義を継承、発展した地域クラブの設置や、運営方法について整理している。 「大会等の在り方」では、中体連での大会参加には、地域クラブ活動も参加できるよう見直しを図ることや、生徒の心身の負担を考慮した大会数の見直しを各団体へ依頼することなどを整理している。 ガイドラインについては、今後 3 月 10 日に、有識者による中学校の部活動の在り方検討会において、最終の検討を行っていただく。それをもって 3 月下旬には、市町村、関係団体、中学校等に配布し周知していく予定。 |
| 稲本委員 | このガイドラインでは、地域クラブは高度で専門的な内容を行い、学校の部活動は体力のバランスをとる内容とする、と区別をする方針に読めないこともないが、それははっきりした方がよいのではないかと。 |
| 体育健康課長 | 県が進めている地域移行は、学校教育活動の一環としての地域移行を進めていくものである。競技への特化については、移行後、自然発生時に競技に特化していくクラブができていくのではないかと考えている。 |

| | |
|--|--|
| 稲本委員 | 「岐阜モデル」として、地域クラブは競技への特化をした方がよいのではないか。何か問題は起きるのか。 |
| 体育健康課長 | 問題はないが、我々の進めていこうとする方向性は、部活動をそのまま地域へ移行していくということである。いただいたご意見については、競技を地域クラブへということに関しては、所管している清流の国推進部と連携したり、スポーツ団体を所管している県スポーツ協会と連携したりしながら、「岐阜県モデル」を可能であれば検討していく必要も今後出てくるかもしれない。 |
| 竹中委員 | 地域移行を中学からやろうということだが、当然、将来は小学校、高校とのつながりがでてくる。スタートすると同時に、将来のビジョンをお互いに確認しあいながらつながっていくようにする。その中で強い子を育てていく仕組みをつくることになるかもしれない。ネットワークをつくっておくとよい。 |
| 教育長 | 意見として承る。 |
| 村上委員 | 国のガイドラインを基礎としてつくられているが、岐阜県として、この部分は独自であるということが分かるようにするとよい。 |
| 体育健康課長 | ガイドラインを進めるにあたり、有識者による検討会で4回に渡り議論していただいている。また、市町村の担当や競技団体から意見をいただいている。最終的に可能であれば、どこから意見をいただいたとか、岐阜県独自のガイドラインの文言であることが分かるように示すことを検討していく。 |
| 事務局報告(その他) (1) 岐阜県における全国レベルの表彰について (2) 令和5年度教育委員行事予定表について | |
| 教育総務課長 | 「岐阜県における全国レベルの表彰」については、社会を支える自動車整備士に対する意識を高め、自動車整備士の新たな魅力を発信することを目的とした「令和4年度自動車整備士PRコンテンツ大賞」において、岐南工業高校の自動車研究会、電気研究会が「ポスター高校生部門」において最優秀賞となる国土交通大臣賞を受賞。 令和4年3月17日には、臨時の教育委員会の開催を予定している。 令和5年度の教育委員行事予定では、現時点で分かっているものについてまとめた。令和5年度には、教育委員の県内視察も実施していきたいと考えている。 |
| 議第1号 職員の表彰について (非公開案件) | |
| 職員の表彰について諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。 | |
| 事務局報告(政策) (1) いじめに関する重大事態の発生報告について (非公開案件) | |
| いじめに関する重大事態の発生報告について報告された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。 | |
| 議第2号 教職員の懲戒処分について (非公開案件) | |
| 教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 | |

| |
|---|
| 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。 |
| 議第 3 号 教職員の懲戒処分について (非公開案件) |
| 教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。 |
| 閉 会 |
| 午後 15 時 46 分、閉会を宣言する。 |